

香川労働局発表

令和6年8月6日

報道関係者各位

担 香川労働局労働基準部賃金室
賃金室長 西田 文明
賃金指導官 三津 直史
当 【電話】087-811-8919
<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

令和6年度香川県最低賃金の改正答申について

— 香川地方最低賃金審議会答申 —
「時間額 52 円引き上げて 970 円とする」

香川地方最低賃金審議会（会長 しばたじゅんこ 柴田潤子 氏）は、本年7月2日（火）、香川労働局長（栗 くり 尾保和）から「香川県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、香川県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきたところ、本日8月6日（火）、結論をまとめ、同日、香川労働局長に対し「時間額970円とする」旨の答申を行った。

この「時間額 970 円」は、現行の香川県最低賃金（時間額 918 円）を「52 円」引き上げるものであり、最低賃金が時間額単独方式になった平成 14 年度以降では、引上げ額が過去最高となった。

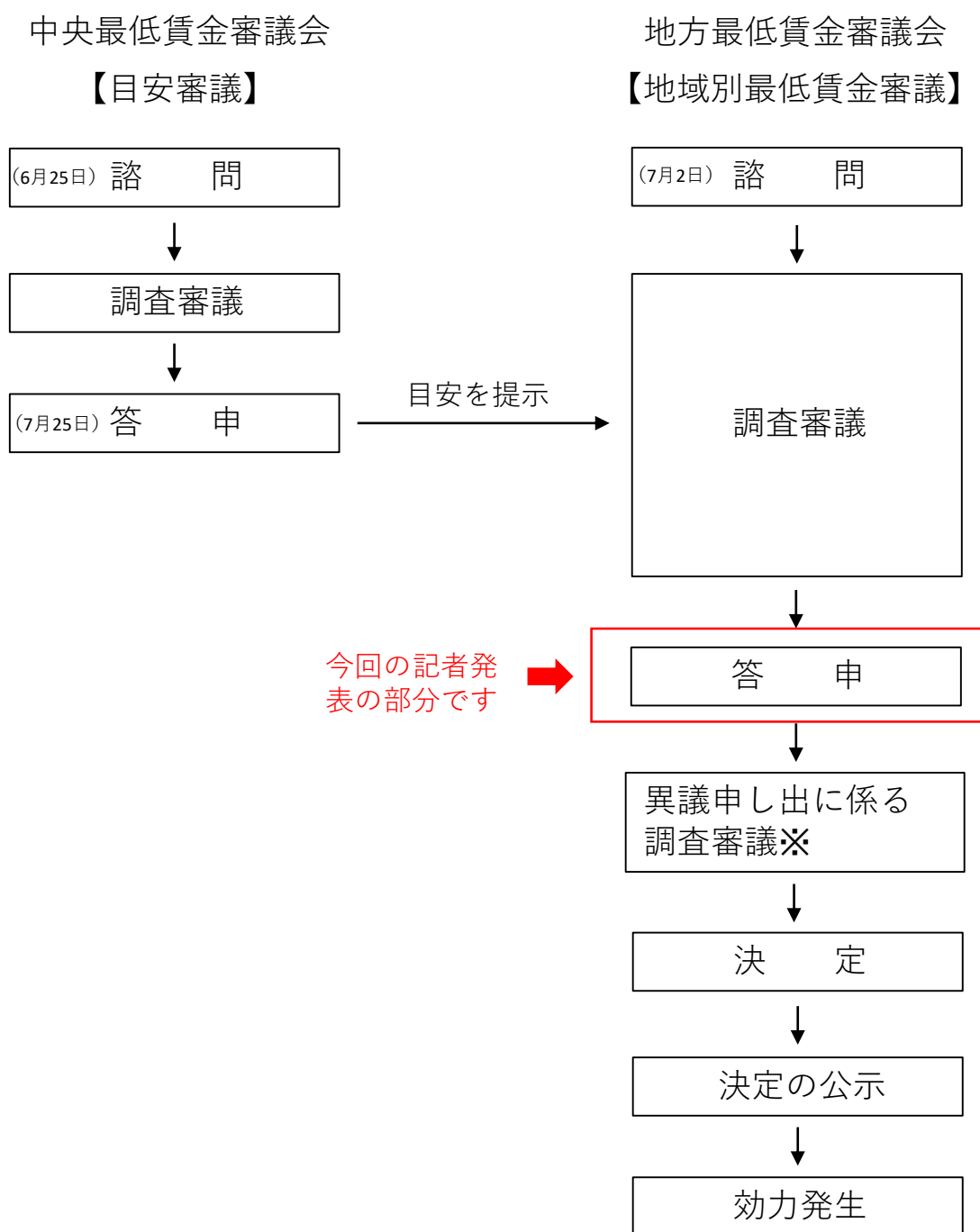
香川地方最低賃金審議会においては、去る7月25日（木）の中央最低賃金審議会の答申において引上げ額の目安が示され、諸般の事情を総合的に勘案して慎重な審議を重ねた結果、今般の答申を取りまとめたものである。

今後、香川労働局では、この答申の内容についての異議申出に関する諸手続きを経て、香川県最低賃金を改正決定する予定である。

[参考] 香川県最低賃金額及び対前年度上昇率、上昇額

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最低賃金額(円)	820	848	878	918	970
対前年度上昇率(%)	0.24	3.41	3.54	4.56	5.66
対前年度上昇額(円)	2	28	30	40	52

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申し出があった場合に開催

四国各県の地域別最低賃金の推移
(平成14年度～令和5年度)

		香 川			徳 島		愛 媛		高 知	
		最賃額	引上率	引上額	最賃額	引上率	最賃額	引上率	最賃額	引上率
14	日 額	廃止	—		廃止	—	廃止	—	廃止	—
	時間額	618	0.00	0	611	0.00	611	0.00	611	0.16
15	時間額	619	0.16	1	611	0.00	611	0.00	611	0.00
16	時間額	620	0.16	1	612	0.16	612	0.16	611	0.00
17	時間額	625	0.81	5	615	0.49	614	0.33	613	0.33
18	時間額	629	0.64	4	617	0.33	616	0.33	615	0.33
19	時間額	640	1.75	11	625	1.30	623	1.14	622	1.14
20	時間額	651	1.72	11	632	1.12	631	1.28	630	1.29
21	時間額	652	0.15	1	633	0.16	632	0.16	631	0.16
22	時間額	664	1.84	12	645	1.90	644	1.90	642	1.74
23	時間額	667	0.45	3	647	0.31	647	0.47	645	0.47
24	時間額	674	1.05	7	654	1.08	654	1.08	652	1.09
25	時間額	686	1.78	12	666	1.83	666	1.83	664	1.84
26	時間額	702	2.33	16	679	1.95	680	2.10	677	1.96
27	時間額	719	2.42	17	695	2.36	696	2.35	693	2.36
28	時間額	742	3.20	23	716	3.02	717	3.02	715	3.17
29	時間額	766	3.23	24	740	3.35	739	3.07	737	3.08
30	時間額	792	3.39	26	766	3.51	764	3.38	762	3.39
元	時間額	818	3.28	26	793	3.52	790	3.40	790	3.67
2	時間額	820	0.24	2	796	0.38	793	0.38	792	0.25
3	時間額	848	3.41	28	824	3.52	821	3.53	820	3.54
4	時間額	878	3.54	30	855	3.76	853	3.90	853	4.02
5	時間額	918	4.56	40	896	4.80	897	5.16	897	5.16